

柔道整復施術療養費支給申請書の紛失について

国民健康保険加入者が保険証を利用して、整骨院等で柔道整復師の施術を受けた場合、施術所は区に対して保険適用分の費用を請求します。この度、施術所から提出された柔道整復施術療養費支給申請書（以下「申請書」といいます。）17件の紛失が判明しました。

区は、再発防止に向け個人情報の取り扱いを厳正に期すことを徹底するとともに、紛失防止のための対策を講じ、区民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和6年1月10日（水曜）、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます）から申請書1,033件が届き、同月10日（水曜）から11日（木曜）にかけて、申請書の仕分け作業を行いました。

令和6年1月12日（金曜）、区で集計した申請書の件数と国保連から受け取った件数が合わず、紛失が判明しました。

令和6年1月19日（金曜）、施術を受けた方へ状況を説明し、謝罪をいたしました。

2 原因

申請書の仕分け作業を事務室内の一定の場所で行わず、移動した際に誤廃棄した可能性が高いと考えられます。

3 対応

紛失した情報は保険証の番号、氏名、住所、負傷部位、施術先等の個人情報及び支払先法人の口座番号です。

現時点で二次被害の報告はありません。また、申請書の再発行により施術所あての支払いを通常どおり行ってまいります。

4 再発防止策

申請書の取り扱いに関する事務処理手順を作業場所と作業人数を含めて見直しを行い、再発防止策を講じます。個人情報保護に関する研修を行い、個人情報等の適切な管理を行うよう徹底します。